

平成23年度

動物実験に関する自己点検・評価報告書

旭川医科大学

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」（平成 19 年旭医大達第 15 号）
「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」（平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）
「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）
「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）
に基づき、機関内規程が適正に定められている。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」（平成 19 年旭医大達第 15 号）
「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」（平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定）
「旭川医科大学動物実験委員会規程」（平成 16 年旭医大達第 110 号）
「旭川医科大学動物実験委員会名簿」（平成 23 年度）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

動物実験委員会が規定に則り設置されており、適正に運営されている。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号)

「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)

上記の「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」及び「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」に基づき、動物実験計画の立案・審査・承認、飼育室並びに実験室の設置申請、成果報告等の実施体制が適正に定められている。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 該当する動物実験の実施体制が定められている。
- 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」

(平成 15 年法律第 97 号)

「旭川医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程」(平成 16 年旭医大達第 34 号)

「旭川医科大学遺伝子組換え実験安全管理細則」(平成 16 年 4 月 1 日 学長裁定)

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成 19 年旭医大達第 15 号)

「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成 19 年 12 月 20 日 学長裁定)

「バイオハザード安全対策室の利用に関する要項」

(平成 16 年 4 月 1 日 研究戦略企画委員会委員長裁定)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)

上記の規程、細則、要項に基づき、遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が適正に定められ、実施されている。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

「旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程」(平成19年旭医大達第15号)

「旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則」(平成19年12月20日 学長裁定)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

管理者並びに実験動物管理者が置かれ、機関内における実験動物の飼養保管施設の全てが掌握されている。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

6. その他 (動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

該当なし。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物実験委員会の開催日時および審議内容記録

動物実験計画申請・承認書

飼育室設置申請・承認書

実験室設置申請・承認書

教育訓練の実施期間、教育内容、受講者数の記録

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしており、改善すべき点や問題はない。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物実験実施者が提出した動物実験計画申請・承認書

動物実験委員会の審査

学長の承認

動物実験実施者が提出した動物実験成果報告書

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されている。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- 該当する動物実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料 (安全管理上の事故等があれば、事故記録を対象とする)

動物実験計画申請・承認書

バイオハザード安全対策室利用申込書

バイオハザード安全対策室の使用期間延長申請書

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

安全管理を要する動物実験は適正に実施されている。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か？ 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか？)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

教育訓練の中で各種実験動物の飼育や取扱い（マウス、ラット、ハムスター、ウサギ、モルモット、イヌ、ネコ、サル、ブタ）について講習を実施している。さらに、動物実験技術支援部門のホームページにて各種実験動物ごとの飼育管理方法や管理マニュアルも作成しており、実験動物管理者の活動は適切であり、飼育保管は適性に実施されている。

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

実験動物の使用数及び飼養保管状況報告書が提出されている。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の施設等は適正な維持管理が実施されているか？ 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか？)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

修理等の必要な施設や設備の改善計画

施設建物：施設整備費要求書（耐震・改修工事）

施設設備：旭川医科大学キャンパスマスターplan及び概算要求書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

施設等の維持管理は、飼育室設置申請・承認書と実験室設置申請・承認書に基づき適正な維持管理がなされている。本機関における動物実験の中核である共同利用施設としての動物実験技術支援部門は、築後 35 年を経過しており、建物の耐震工事を含めた大幅な改修・増設が予定されている。現在、計画を立案中であるが、施設としての利便性、安全性を高めるためとともに動物の愛護と福祉について十分に配慮するように努めている。また、改修にあたり、頻回の部品交換や修理を必要とする現有設備（高圧蒸気滅菌器、エチレンオキサイドガス滅菌器、各種飼育装置、安全キャビネット等）を可能な限り更新したいと考えている。

4) 改善の方針

上記 2) と 3) のように改善計画が立てられており、その方針に変更はない。

6. 教育訓練の実施状況

(動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- (1) 教育訓練実施記録
- (2) 教育訓練受講済登録申請書

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

教育訓練は適正に実施されている。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

ホームページ等で順次情報公開している。

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

特になし。

4) 改善の方針

現在のところ、特になし。

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

平成 23 年度の実績について

1 教育訓練の実施と受講者数

- (1) 講習回数 延べ 21 回
- (2) 受講者数 延べ 105 名

2 動物実験実施者、飼養者の新規登録人数

- (1) 動物実験実施者と飼養者の両登録 15 名
- (2) 動物実験実施者の単独登録 21 名
- (3) 飼養者の単独登録 0 名

3 実験室と飼育室設置状況

- (1) 実験室 25 部局 40 室
- (2) 飼育室 14 部局 52 室

4 動物実験計画申請・承認書の提出・審査

- (1) 39 部局 288 件

5 第 10 回旭川医科大学実験動物慰靈式の実施

平成 23 年 9 月 15 日

6 実験動物の使用数及び飼養保管状況

- (1) 使用数 マウス 17,303、ラット 2,159、ハムスター 475、ネコ 46、イヌ 4、
- (2) 年度末(平成 24 年 3 月 31 日)の飼養保管数
マウス 6,043、ラット 408、ハムスター 256、モルモット 10、ネコ 14
イヌ 18、サル 4

7 動物実験成果報告

- (1) 提出者 30 部局 39 名
- (2) 論文 68 件
- (3) 著書等 10 件
- (4) 学会発表 102 件
- (5) 教育実習・講演・研究費獲得・学位取得 等 41 件